

「GX 推進法」の成立について

2023 年 5 月 12 日
電 気 事 業 連 合 会
会 長 池 辺 和 弘

「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律」（GX 推進法）が、本日成立した。世界規模で GX 実現に向けた投資競争が加速する中で、2050 年カーボンニュートラル、産業競争力強化と経済成長の同時実現に向けた大変重要な法律が成立したものと受け止めている。

GX 経済移行債については、2023 年度以降 10 年間で 20 兆円規模発行するものとされているが、その用途としては、新技術の研究開発等の事業リスクが高い分野への資金支援に加え、産業競争力強化・経済成長の基礎となる安定かつ低廉なエネルギー供給構造の構築と着実な CO2 削減の両立に資する足元の取り組み促進が重要であると考えている。具体的には、脱炭素電源である再エネや革新炉、水素・アンモニア、CCS などに係る研究開発や導入のほか、需要側のヒートポンプの導入などが投資先として考えられ、官民投資の呼び水となるよう必要な支援をいただきたい。

また、成長志向型カーボンプライシングについては、化石燃料賦課金と排出量取引制度における発電事業者への有償オークションが導入されることとなったが、今後の具体的な制度設計において、エネルギー種別や適用される制度に関わらず、公平な負担とすることや、既存制度との重複の解消、社会全体の行動変容を促す方策などを検討し、国民・産業界の理解を醸成していく必要がある。GX 推進の目的は「2050 年カーボンニュートラルの実現」と「経済成長」であり、そのために不可欠な「電化の推進」を阻害しない制度とすることも重要である。

今後は国において、これらの点も踏まえながら具体的に制度設計を進めていただくものと承知しているが、私ども電気事業者も、GX を実現していく立場として協力するとともに、しっかりと役割を果たしてまいりたい。

以 上